

「令和7年青森県東方沖を震源とする地震」にかかる共済契約上の
特別取扱いについて

2026年1月9日
JA共済連青森

このたびの「令和7年青森県東方沖を震源とする地震」により、被害を受けられた皆様
に対しまして、心よりお見舞い申しあげます。

さて、JA共済では、「令和7年青森県東方沖を震源とする地震」により災害救助法が適用された地域にお住いの契約者様に対して、共済掛金の払込猶予期間延長等の特別取扱いを実施しております。

つきましては、下記のとおり実施内容をお知らせいたします。

なお、本件にかかるご相談は、ご契約者様のお取引のあるJAまたはJA共済連青森までお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

(1) 長期共済

共済掛金払込猶予期間の延長

(2) 短期共済

共済掛金払込猶予期間の延長

継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予

2. 適用基準日

令和7年12月8日

※ 「令和7年青森県東方沖を震源とする地震」により災害救助法が適用された日

3. 災害救助法適用市町村

八戸市、三沢市、むつ市、野辺地町、七戸町、東北町、六ヶ所村、
おいらせ町、大間町、東通村、南部町、階上町

4. その他

詳細につきましては、ご契約者のお取引のあるJAまたはJA共済連青森までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

以上